

< 1 > 移住者の方への支援

○手続きの流れ

(1) 町内へ転入

※南阿波定住自立圏域（本町・阿南市・牟岐町・美波町・海陽町）外からの転入に限る

(2) 町立医療機関に医療職の正規職員として採用され、就業

(3) 支援金の第1回交付申請（転入後3か月後から1年後まで） ※支援金総額の1/2を交付

(4) 支援金の第2回交付申請（就業後3年度目から5年度目まで） ※支援金総額の1/2を交付

○支援金対象者の要件

(1) 移住元に関する次の要件をすべて満たす方

- ・転入直前8年のうち、通算3年以上、町外の医療機関等の医療従事者の配置が義務づけられている施設に医療従事者として勤務していること

※雇用者の場合は雇用保険の被保険者としての勤務に限る

- ・転入直前に連続3年以上、南阿波定住自立圏域外に在住であること（直前に連続1年以上、県外在住の場合を除く）

- ・町立医療機関に就職する直前3年間に南阿波定住自立圏域内の医療機関等の医療従事者の配置が義務づけられている施設での勤務がないこと（直前に連続1年以上、県外在住の場合を除く）

(2) 移住先に関する次の要件をすべて満たす方

- ・1回目の申請時に、転入後3か月以上1年以内であること

- ・勤務開始日から5年以上、町内に定住する意思があること

(3) 就業等に関する次の要件をすべて満たす方

- ・町立医療機関に医療職の正規職員として採用され、3か月以上在職していること

※大学病院や医療機関からの派遣や研修等による勤務地変更ではなく、新規の雇用に限る

- ・勤務開始日から5年以上継続して勤務する意思があること

- ・町税等及び転入直前の居住市町村の税を滞納していないこと

○支援金額（総額）

- ・2人以上の世帯 1世帯当たり150万円

18歳未満の世帯員がいる場合、1人につき50万円を加算（加算上限150万円）

※世帯員は、移住元で同一世帯に属し、申請時に転入後3か月以上1年以内で同一世帯に属していること

- ・単身世帯 100万円

◇支援金は2回に分けて交付し、第2回申請時に世帯員等の減少があった場合、残りの1/2の支援額は減少後の状況に基づいて算定

○支援金の返還

- ・就職から3年未満で勤務しなくなった場合 ⇒ 全額返還

- ・就業から3年未満で町外へ転出した場合（勤務は継続） ⇒ 交付額から50万円を減じた額を返還

- ・就業から3年以上5年未満で勤務しなくなった場合 ⇒ 半額返還

- ・就業から3年以上5年未満で町外へ転出した場合（勤務は継続） ⇒ 交付額から50万円を減じた額の半額の返還

< 2 > 非移住者の方への支援

○手続きの流れ

- (1) 町立医療機関に医療職の正規職員として就職
- (2) 支援金の交付申請（就職後3か月後から1年後まで）

○支援金対象者の要件

- ・ 町立医療機関に就職する直前1年間に南阿波定住自立圏域内の医療機関等医療従事者の配置が義務づけられている施設での勤務がないこと
- ・ 町立医療機関に医療職の正規職員として採用され、3か月以上在職していること
※大学病院や医療機関からの派遣や研修等による勤務地変更ではなく、新規の雇用に限る
- ・ 勤務開始日から5年以上継続して勤務する意思があること
- ・ 町税等を滞納していないこと

○支援金額

- ・ 世帯形態にかかわらず50万円

○支援金の返還

- ・ 就職から3年未満で勤務しなくなった場合 ⇒ 全額返還
- ・ 就業から3年以上5年未満で勤務しなくなった場合 ⇒ 半額返還